

薬学実務実習に関するガイドライン

平成 27 年 2 月 10 日

薬学実務実習に関する連絡会議

目 次

1. 薬学実務実習の在り方・目標	1
2. 枠組み、要件	3
3. 大学への指針	4
4. 実習施設への指針	6
5. 指導する薬剤師への指針	8
6. 実習内容	9
7. 評価	10
【別添 1】 実務実習の枠組み	12
【別添 2】 <別表>薬学実務実習における実施内容（例示）	15
【別添 3】 ガイドラインに基づいた薬局一病院実務実習 実習期間の例示	25
【別添 4】 病院での望ましい参加・体験型実習（病棟実習）	26
【別添 5】 薬局での望ましい参加・体験型臨床実習	29

（参考資料）

・薬学実務実習に関する連絡会議について	33
・薬学実務実習に関する連絡会議 構成員名簿	34
・薬学実務実習に関する連絡会議ワーキンググループについて	35
・薬学実務実習に関する連絡会議ワーキンググループ 構成員名簿	36

薬学実務実習に関するガイドライン

薬学教育モデル・コアカリキュラムは、医療、保健、福祉等における社会的ニーズに貢献できる薬剤師育成等の観点から、平成25年度に改訂された。本ガイドラインは、改訂された薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下、モデル・コアカリキュラム）に準拠した大学の臨床準備教育（医療現場での実践的な臨床能力修得を目的とする1年次から4年次までの教育）及び薬学実務実習（以下、実習）を適正に実施するための指針を示したものである。

本ガイドラインには、大学が主導的な役割を果たし、実習を行う病院及び薬局施設（以下、実習施設）と円滑に連携して、下記「薬学実務実習の在り方・目標」に述べる実習が実現されるよう、実習の水準の確保・向上のための様々な工夫等を盛り込んでいる。

本ガイドラインの内容を良く理解いただき、臨床準備教育から実習において学生が高い臨床対応能力を修得できるよう大学、実習施設で本ガイドラインを十分活用いただきたい。

もとより、次世代を担う薬剤師を育成する責務が、大学と現職薬剤師双方にある。本ガイドラインを基にモデル・コアカリキュラムの目指す学習が適切に行われ目標が達成されているか、大学と実習施設双方で常に確認・評価していくことが必要である。

大学及び実習施設等関係者各位の努力により、現在までに一定の水準で実習可能な体制が構築されていることは高く評価できるが、モデル・コアカリキュラムに準拠した平成31年からの実習に向け、本ガイドラインに従い更に充実した学習方法の検討、連携の準備等を行うことが望まれる。そのため、平成31年の実務実習開始までに大学や実習施設の状況等を毎年確認し、検証していく。本ガイドラインは、まず3年間の準備期間を目安に検証し、必要があれば改訂する。本実施後も社会のニーズの変化に対応して定期的に見直し改訂していくこととする。

1. 薬学実務実習の在り方・目標

1) 「薬剤師として求められる基本的な資質」の修得

モデル・コアカリキュラムでは、6年卒業時に必要とされている資質として「薬剤師として求められる基本的な資質」（以下、「基本的な資質」）を示している。実習は、それまで薬学部で学んできた知識・技能・態度を基に臨床現場で「基本的な資質」の修得を目指し実践的な臨床対応能力を身に付ける参加・体験型学習である。

実習は、臨床現場で即戦力として業務を遂行できることを目指すものではなく、将来、医療、保健、福祉等における社会的ニーズに貢献する薬剤師として活躍できる基本的な知識・技能・態度、そして問題解決能力の修得を目指すものである。また、「基本的な資質」は、その水準を、医学、薬学の進歩に応じて高めていくことが必要であり、それが薬剤師としての生涯研鑽の目標であることも、実習を通じて学生及び指導に携わる薬剤師とともに深く認識することが肝要である。

2) 公平で幅広く参加・体験できる実習

実習は、モデル・コアカリキュラムに示された目標を単に作業として身に付けるのではなく、目標の持つ意義を理解してそれを修得することを目的とすべきである。そのため、知識偏重の実習ではなく、医療人の一員として臨床現場で個々の事例や症例を体験して、医療における薬剤師業務の意義や薬物治療における薬剤師の役割を理解し、薬の専門職として医療現場で臨機応変に対応できる実践的な能力を養成する実習を行う。

薬物治療に関しては、モデル・コアカリキュラムに、全ての実習生がどの実習施設でも標準的な疾患について広く学ぶことを目的として「代表的な疾患」が提示されている。また、各SBOの中で、最低限共通して確保してほしい内容は括弧内に例示されている。大学及び実習施設は、実習生が実習施設によって体験できる症例や参加できる事例等に不公平が生じないように努める。

※「代表的な疾患」：がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症（モデル・コアカリキュラムより）

3) 大学、病院、薬局の連携

モデル・コアカリキュラムの趣旨を踏まえ、大学－病院実習－薬局実習の学習の連携を図り、一貫性を確保することで、学習効果の高い実習を行う。実習施設と大学は、臨床準備教育の内容や実習生の情報等を共有することで、より実践的な学習を円滑に進められるよう努める。また、病院、薬局は、実習施設間で実習生の実習した内容やその評価等を共有することで、重複する目標の指導を分担し、「代表的な疾患」の体験等を連携して実施し、実習生に効果的で効率的な実習を行う。

大学、病院、薬局では、本ガイドラインに示された指針の下、各大学、実習施設の特性に応じた学習内容を具体的に組み立てる必要がある。その際、必要に応じて複数施設でのグループ学習を取り入れるなど、実習生が全てのSBO-GIOを、参加・体験を通して達成するよう柔軟に対応することが望まれる。

実習施設では、各実習生がどのような実習を行うのか実習開始前に「実務実習実施計画書」（以下、実施計画書）を作成する。実施計画書作成には大学が積極的に関与し、その計画書どおりに実習が実施されているか常に確認を行う。

薬剤部長、薬局の管理者等の各実習施設の業務の責任者となる薬剤師（以下、責任薬剤師）、日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師（以下、認定指導薬剤師）、その施設で実習指導に携わる薬剤師（責任薬剤師及び認定指導薬剤師を含む。以下、指導薬剤師）は、施設全体で実習生についての情報、実施計画書の内容を共有し、円滑な連携の中で実習を行うことが必要である。

（大学の実習への関与）

大学の臨床準備教育では、「前」のSBOで示された内容について、学生が臨床現場でスムーズに参加・体験型の実習を行うことができる水準まで修得させる必要がある。また、

大学は、実習を含めた学習により、学生が卒業時に「基本的な資質」の修得に至ったかを確認・評価する責務がある。そのため、実習施設と連携を密にして、実習の内容と質の担保に積極的に関与し、実習の学習効果を常に確認することが求められる。

また、実習を行う学生に対して、本ガイドラインに準拠した実習に十分対応できるよう心構えや実習中の態度についても適切な指導を行い、学生の円滑な学習に向け責任を持って支援する。

(病院、薬局における実習)

実習施設では、責任薬剤師の管理下、認定指導薬剤師の下、実施計画書に基づき、実習生が多くの患者や生活者に接して幅広い薬剤師業務について繰り返し体験し、コミュニケーション能力や問題解決能力を培うことができる実習を行う。

病院においては、原則として患者の薬物治療を経時的にモニタリングしながら学び、薬局においては、原則として地域住民の薬物治療、在宅医療、セルフメディケーションの実践を学ぶ。病院、薬局が連携した地域保健活動についても参加・体験する。責任薬剤師及び認定指導薬剤師は、施設で実習指導に携わる薬剤師はもとより、施設に勤務するスタッフ全員が連携し、円滑かつ充実した学習が実施できるよう環境整備を行う。

2. 枠組み、要件

1) 実習の枠組み

モデル・コアカリキュラムにおいては、作業を修得するのではなく、薬剤師業務の意義を学ぶことを重視して、SBOを病院実習と薬局実習に分けていない。それは、病院・薬局どちらにも関連する実習内容は、どちらかの施設で重点的に実習を行うことで、より多くの患者等に接し「代表的な疾患」を体験する実習期間を十分に確保するなど、効果的な実習を行うためである。

このような実習を行うためには、病院実習と薬局実習の連携を図り一貫性を確保する必要がある。学生にとって実習と実習の間が数か月空くことは、記憶やモチベーションの低下にもつながり、最初の実習で重点的に行った内容を次の実習でも再度重点的に行わなければならず、一貫性のある効果的な実習を実現できない。したがって、「実習→ふりかえり→実習→ふりかえり」を連続して行うことで最も効果的な実習が可能となる。

実習を連続して行うためには、「I期とIII期に実施」という組合せは行わないことになることから、全体として受け入れの規模を増やす必要がある。したがって、実習施設数や受け入れ者数を増やす取組を進めるとともに、病院実習と薬局実習を連続して行えるよう、別添1に基づき、病院・薬局実務実習調整機構（以下、調整機構）において4期制で割り振りを行う。

2) 実習期間

大学の臨床準備教育は、少なくとも、既に実施されている「実務実習事前学習」の実施

基準は確実に担保する。各大学の学習方法や学生の修得度合等を考慮して、「前」のSBOを実習開始前に十分達成できるよう時間配分を適宜検討する。

病院、薬局の実習期間は連続性のある22週間とし、各施設11週間を原則とする（各実習施設での実習期間と次の実習期間の間に2週間から4週間程度の準備とふりかえり期間を設定する）が、大学が主導し病院一薬局が連携して更に学習効果の高い方略や期間等を検討し実習を進めることも可能である（ただし、22週間を下回らないこと。）。この場合、別添1を踏まえ大学が具体的な実習期間を設定し、実習施設、関係団体との十分な協議の上で決定する。

3) 実習施設の要件

実習施設が実習実施にふさわしい施設であるかどうかは、本ガイドラインに準拠して薬学教育協議会が示す施設要件を基に、調整機構で確認、公表を行う。大学は上記の「施設要件」に基づき、実習を行う施設が要件を満たしているか事前に確認する。また、各施設では、実習生を受け入れる際は要件を満たしていることを再確認し、要件を満たしていないことが判明した場合は調整機構に速やかに報告する。施設要件についても本ガイドラインの改訂に合わせて見直しを行っていく。

3. 大学への指針

大学は、実習を行う学生に対して、実習施設での円滑で学習効果の高い実習を行うため、入学時から医療人としての心構えや望ましい態度について教授・指導する責務を負う。その上で、大学は、臨床準備教育だけでなく、実習においても学生が修得すべき内容とその進め方について十分に検討し、実習施設と綿密な事前打合せを行う必要がある。また、病院、薬局が連続した実習を進めるために、先行した実習における学生の目標到達度が次の実習施設においても共有され、実習指導に反映されるよう大学が関与すべきである。そのためには、学生に対して実習全体を俯瞰した適切な評価を行う必要がある。

1) 実習実施に際し準備すべきこと

（教員の臨床教育に対する意識の共有）

6年制薬学教育の水準の維持・向上や実習施設との連携の鍵を握るのは個々の薬学部教員である。「基本的な資質」を備えた学生を社会に送り出す責務があることを、薬学部全教員が共通認識として持つ必要があり、そのための研修等を実施するなどして意識の向上を図るべきである。特に、学生の「基本的な資質」を磨くためには、質の高い実習の実現が必須であるとの共通認識の定着が求められる。

（学生に関する情報の収集及び管理体制の整備）

学生の入学時からの情報を収集し一元的に管理する体制を整備するとともに、学生を実習施設へ送り出す際に適切な連携や学生指導を行えるよう、当該学生の生活態度や体調な

どの実習の実施に必要な情報を施設と共有できる体制を整える。

問題を抱える学生については、実習開始までに改善の取組を行う。

(学内の実習実施体制の整備)

実習において各学生の指導・評価を担当する大学教員（以下、実習生担当教員）を配置する。また、実習を統括する学内委員会を設置し、円滑かつ充実した実習を実施するための方策や課題、実習生に関する評価、実習施設の評価などを定期的に協議し、具体的方法を策定しておく。実習生、実習施設側担当者、実習生担当教員等が実習を統括する学内委員会に隨時連絡・相談ができる体制を用意する。

(実習施設との連携体制の整備)

実習施設に対し、モデル・コアカリキュラムの意義・目的・内容や大学における学習内容と到達度に関する情報を実習開始前に提供することが重要である。実習開始に当たっては、臨床準備教育、薬局実習、病院実習の基本的なスケジュールを大学として施設に提案することが必須となる。病院、薬局での実習では、実習施設との事前打合せで、大学が責任を持って各実習の内容と成果の目標を提示するだけでなく、全ての実習が終了した時点での学生の成長を評価する指標も提示する必要がある。

実習施設はもとより、地域関連団体とも連携・協力体制を構築し、実習開始前、実習期間中、終了後を含めて大学・施設間の良好な関係を構築・維持し、学生が安心して実習を進められるよう環境を整える。実習生（大学）と実習施設の間で問題が生じた場合には、大学が主導的な役割を果たし、迅速に対応する。

実習生の実習内容とその到達度を各施設の責任薬剤師及び認定指導薬剤師に伝達するために、実習生の実務実習記録も含め、客観的な情報共有の方法を大学が主体となって準備し活用する必要がある。

(適切かつ充実した臨床準備教育の実施)

適切かつ充実した臨床準備教育の実施は、大学が負うべき特に重要な責務である。具体的には、学生に臨床教育の目標を提示し、目指す資質を明確にして学習意識を高めることや、学生の理解度、到達度について形成的評価及び総括的評価を行い、必要に応じて学習方法を修正し、医療現場で実習できる水準を確保する等が必要である。臨床準備教育の内容については、実習施設側からの意見を聞くことも重要である。

さらに、モデル・コアカリキュラムの「A 基本事項」と「B 薬学と社会」に関して、実習前はもちろん実習中も隨時学生に意識させることで、医療人としての態度が醸成されるよう指導に努めることが望まれる。

実習開始前、実習終了後、さらには卒業の時点での学生の「基本的な資質」の到達状況について自己評価と教員評価を逐次実施することは、薬学部の社会的説明責任を果たす上でも有用である。

2) 実習開始後から終了までに実施すること

実習生担当教員は、実習の実施計画を確認し、進捗状況及び各到達目標の到達度に常に注目し、状況を把握する。その方法は、WEBシステム、メール、適時の施設訪問のほか、学生や責任薬剤師又は認定指導薬剤師との面談による。

また、面談を通じて実習生の形成的評価を行うとともに実習生の健康状態を把握し、充実した実習を全うできるよう支援に努める。

事前に定めた実習計画の大幅な遅れ、病院での症例検討やチーム医療参画等の体験不足、薬局での患者・顧客対応不足等の問題が実習施設に見られる時は、実習生担当教員と実習を統括する学内委員会の責任者等が連携して責任薬剤師及び認定指導薬剤師への要請を行う等問題解決を図る。

3) 実習終了後の対応

実習終了後には、実習に関する成果及び問題点を抽出し、実習方法及び実習生の指導・評価方法について再考し、実習施設とも情報を共有して充実した実務実習に向けて改善に努める。

4) 学生への指導指針

実習は、社会、特に医療現場で行うものであることから、当然学生には社会人としての節度ある態度が求められる。病院や薬局は、患者の生命に直結する医療提供施設であることから、大学は学生に、医療人としてふさわしい態度で実習に臨むことの重要性を確認、徹底する必要がある。

実習での心構え、マナー、個人情報の取扱いや守秘義務等の遵守については実習直前に再度研修を行い、実習中の対応について確認、徹底する。

各自の実習中の健康管理について指導するとともに、事故や体調不良、我慢できない過度のストレス等で実習を休止する必要のある時は、すぐに施設の責任薬剤師又は担当薬剤師に連絡・相談するとともに、実習生担当教員にも必ず連絡するよう指導する。

実習に臨むに当たり、モデル・コアカリキュラムの把握、ポートフォリオや実務実習記録の作成、大学で学んだ内容の復習等、実習での望ましい学習態度についても丁寧に指導する。特に、実習では積極的に患者、来局者と接して参加・体験することが重要であること、施設スタッフ、地域医療スタッフ等の中で学習することが、チーム医療に貢献できる能力修得に不可欠であることをよく理解させる。

4. 実習施設への指針

1) 受入れ時の学生の基本的資質に対する理解

共用試験に合格することは、その学生が「薬剤師業務ができる」のではなく、「これから医療の現場で実践的な業務を学んでいける資格がある」ということである。実習は、医

療現場での実践的な業務が可能な基本的能力修得を目指すものであることを念頭において指導を行う。

2) 実習環境・業務内容の整備

(薬局の実習環境・業務内容の整備)

実習施設としての要件を維持するとともに、参加・体験型を基本とするより充実した質の高い実習を行うための環境の整備、学生の目標となる資質を有した薬剤師の育成及び質の高い薬剤師業務を実践する体制の整備、地域内の薬局・医療機関・他職種等との地域での連携体制を有する環境の整備を行う。

実習施設として、<地域住民の健康の回復、維持、向上を支援する><患者の薬物治療支援に継続的に関わり、患者の薬物治療に責任をもつ><地域の医療連携体制において患者の健康・薬物治療について他施設、医療機関、他職種と協働して関わる>等、地域保健、医療、福祉等に積極的に関与する薬剤師業務を行っている必要がある。

(病院の実習環境・業務内容の整備)

実習施設としての要件を維持するとともに、参加・体験型を基本とするより充実した質の高い実習を行うための環境の整備、学生の目標となる資質を有した薬剤師の育成及び質の高い薬剤師業務を実践する体制整備、施設内の中部署のみでなく地域の他医療機関、介護施設等との協力体制を有する環境の整備を行う。

実習施設として、<患者の薬物治療に他の医療スタッフ及び地域の医療施設と協働して継続的に関わり、患者の薬物治療を行う><セーフティーマネジメントに根ざした薬剤師業務を実践する><地域の医療施設との連携体制により薬剤師業務の向上を目指し、地域の医療を支援する>等、チーム医療に積極的に取り組む先進的な薬剤師業務を行っている必要がある。

3) 教育・指導体制の整備

(薬局の教育・指導体制の整備)

責任薬剤師の管理の下、実習施設に常勤の認定指導薬剤師が責任を持って実習生の指導に当たる体制を整備する。施設内の全ての薬剤師が実習生に関わる教育・指導体制を整備し、薬局全体で参加・体験型を基本とした実習について常時状況の把握を行い、必要に応じて修正を行っていく体制を確立する。

(病院の教育・指導体制の整備)

責任薬剤師の管理の下、常時、認定指導薬剤師を配置して、指導に関する責任体制を整備する。施設内の全ての薬剤師が実習生に関わる教育・指導体制を整備し、参加・体験型を基本とした実習について常時状況の把握を行い、必要に応じて修正を行っていく体制を確立する。

4) 大学及び地域関連団体との連携体制の整備

円滑かつ充実した実習の実施に必要な相互理解を行うため、大学のみならず地域関連団体を含めた連携体制の確立に実習施設は積極的に協力する。

5. 指導する薬剤師への指針

1) 実習における指導体制

実習生を受け入れる病院、薬局は、責任薬剤師の管理下、実施計画書の作成、実習におけるスタッフの役割分担など施設内での調整、実習内容に関する大学との調整、実務実習記録の記載、学習到達度の評価（形成的評価及び総括的評価）等を行う。

施設内の認定指導薬剤師は実施計画書に基づき、責任薬剤師と協力して指導を行い、実習生の到達度評価に関わる。

実施計画書には、実習生に関する情報、大学における教育内容の概略、各施設におけるモデル・コアカリキュラムに準拠した実習内容、実施スケジュール、評価方法、大学との連携事項、大学や実習生からの要望等による施設独自の実習内容等を記載する。

2) モデル・コアカリキュラムの意義・目的・内容の把握

認定指導薬剤師は、教育効果の高い実習を実施するために、モデル・コアカリキュラムの意義・目的・内容を十分に把握した上で、責任薬剤師指導の下、大学と協力して実施計画書を作成し、指導に当たる必要がある。したがって、調整機構や地域関連団体等からモデル・コアカリキュラムに関する情報の提供を受けるとともに、大学との積極的な交流によりその理解と実習における活用が求められる。特に、大学における臨床準備教育の学習内容と到達度は、実習指導に直接関わる情報であるので、十分に把握するよう努める。

3) 大学との連携

責任薬剤師、認定指導薬剤師は、常に大学と密に連携を取って、実習を行う。実習開始前には、実習生担当教員との協議により個々の実習生に対して実施計画書を作成し、これを実習施設、大学、実習生の三者で共有する。複数の大学から実習生を受け入れる場合は、大学間の実習内容の差を実施可能な範囲に収めるための調整を行う必要がある。

実習中は、実務実習記録や面談等を活用して、実習生及び大学との情報交換・共有を行い、適宜、実習計画の修正を行うなど、円滑かつ教育効果の高い実習の実施に努める。

4) 施設間の連携

病院や薬局での互いの実習を補完するグループ実習での連携だけでなく、病院と薬局が連続して実習を行うことが原則であるため、実習施設となる病院及び薬局の責任薬剤師と実習生担当教員とが協議の上、それぞれの実施計画書を施設間で連携して作成することが望まれる。

実際の病院・薬局の実習連携やグループ実習の実施に際しては、実習開始前及び実習中に、各実習施設の責任薬剤師と実習生担当教員との情報交換を密に行うことにより、円滑かつ教育効果の高い実習の実施に努める。さらに、実習生に不利益となるような、実習施設による実習内容の差が生じないように努める。

5) 実務実習を担当する薬剤師の指導能力の向上

大学は、実習に関わる薬剤師の指導能力の向上、実習施設の指導内容改善等に積極的に関与する必要がある。そのため、薬学教育協議会は、各地区の調整機構と協力して、実習を担当する薬剤師を対象とした「実務実習アドバンスト・ワークショップ」を実施する。さらに、地区単位で地域連携団体や大学等が連携し、病院、薬局の薬剤師、及び大学教員の実習報告会や連絡会等の機会を提供する。

責任薬剤師、認定指導薬剤師は、実習終了後には、大学あるいは地区単位で実施される実習報告会や連絡会、アドバンスト・ワークショップ等に積極的に参加し、実習における教育効果の確認や課題・問題点の抽出・対応を行うことにより、指導能力の向上や実習の質向上に努める。

6. 実習内容

モデル・コアカリキュラムに準拠し本ガイドラインに従って大学、薬局、病院でどのように実習を進めるかについて、別添2に<別表>として例示した。

<別表>では、◎：その施設で主に実施すべきSBO、○：その施設で実施する内容を含むSBO、△：その施設で関連する内容を含むSBO、無印：その施設で直接関係しないSBOを示している。病院、薬局の特有の内容はそれぞれの施設で実施するが、病院、薬局で共通して実施する服薬指導や調剤業務等の内容については同じ枠として提示した。また、病院－薬局での連続性のある一貫した実習について、その実習項目ごとの実習期間の例示も別添3に提示した。

共通して実施する内容については病院、薬局どちらで学習しても良いが、各実習生の進捗状況の把握や評価は病院と薬局の責任薬剤師が連携して総合的に実施する。「代表的な疾患」についても、病院、薬局実習を通して全てを体験できるよう各施設で情報を共有して実施することが望まれる。大学は、それらが円滑に行われるよう配慮するとともに、適切に実習が進められているか責任を持って確認する。

本例示を参考にして、各大学、施設では、ガイドラインに従った具体的な学習方略を作成する。実習生には各施設での実施計画書だけでなく、大学－病院－薬局の連携した学習計画を提示し、その学習計画に従い大学－病院－薬局で総合的な実習を行う。

なお、実習内容については、別添4及び5において、「病院での望ましい参加・体験型実習（病棟実習）」及び「薬局での望ましい参加・体験型実習」としても一例を示しているので、併せて参考とされたい。

7. 評価

1) 実務実習における評価の在り方

モデル・コアカリキュラムでは、学習成果基盤型教育（Outcome-Based Education）の考え方に基づいて、卒業時までに修得されるべき「基本的な資質」が提示されている。したがって、実習の評価でも、「基本的な資質」の修得度が重要な指標となる。さらに、「基本的な資質」の修得度評価に基づくフィードバックを行うことも求められる。

実習生の評価を大学－病院－薬局で連携して行うためには、実習修了時の「基本的な資質」到達点を提示したG I O「患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として病院や薬局などの臨床現場で活躍するために、薬物療法の実践と、チーム医療・地域保健医療への参画に必要な基本的事項を修得する」の到達度を適正に評価することが必要である。薬学臨床のモデル・コアカリキュラムは、(1)薬学臨床の基礎、(2)処方せんに基づく調剤、(3)薬物療法の実践、(4)チーム医療への参画、及び(5)地域の保健・医療・福祉への参画によって構成されていることから、実習G I Oの評価は、上記の中項目のG I Oの到達度が指標となる。したがって、大学は実習施設との連携の下、まず中項目のG I Oの評価方法及び評価基準を定める必要がある。

実習における学習方略については、大学と実習施設の連携の下、中項目のG I Oの評価基準を基にS B Oを単位として、学習の順序、学習方法、場所、人的資源、物的資源、時間等を決定する。学習方略は、各実習施設の環境や特色を十分に考慮するとともに、計画的なS B Oの到達度の向上や、深さを増すことを可能にするために、繰り返しや基礎的な実習からより参加型の実習への移行などに配慮したものであることが望ましい。また、個々のS B Oの到達だけではなく、その到達度の適正な評価がG I Oの到達度評価に確実に連結するよう十分に配慮する。

こういった学習方略と評価方法及び評価基準の決定後、教育効果の高い実習の実現に向けて、学習方略と到達度評価の整合性を隨時確認し改善していく。

評価は大学、実習施設、そこで指導する教員、指導薬剤師についても必要である。実習体制の整備、実習の内容、指導方法などについて、大学、実習施設の実習担当者双方で確認し、実習がモデル・コアカリキュラムに準拠しているか、本ガイドラインに沿って行われているか、連携が円滑かつ効果的に行われているかについて、実習生からの意見や感想も合わせて真摯に検証・評価を行い、必要に応じて改善を図る。

2) 実習生の到達度評価

(評価のプロセス)

評価については、実習生の学習の到達度に関して、測定、価値判断、意志決定のプロセスがある。測定及び価値判断では、適正な評価方法と評価基準を用いて知識・技能・態度の到達度を測定し、段階別評価を基本とした判定を行う。意志決定では、価値判断の結果に基づいて、学習過程の改善に向けたフィードバックの実施あるいは合否に関わる成績を決定する。上記の測定及び価値判断は、大学と実習施設との連携の下に、責任薬剤師ある

いは認定指導薬剤師が実施する。価値判断の結果については、責任薬剤師が確認後、実習生及び実習生担当教員と共有する。意志決定について、フィードバックは、適宜、責任薬剤師あるいは認定指導薬剤師が実施する。合否に関わる成績の決定は、責任薬剤師又は認定指導薬剤師からの価値判断の結果を参考に、大学において行う。

(評価の共有と管理)

上記のような評価における実施体制、評価方法及び評価基準は、実施計画書に記載し、実習生、実習施設及び大学において共有する。評価における測定、価値判断及び意志決定、これらに基づくフィードバックの内容等は実務実習記録に記載し、実習生、実習施設及び大学において共有する。成績については、実習生、実習施設と共有化し、大学で適正に管理する。

3) 大学、指導薬剤師、実習施設の評価

大学は実習を統括する学内委員会等において、実施計画書及び実務実習記録を定期的に精査することにより、実習の進捗、指導薬剤師の指導、実習生の履修、実習担当教員の指導の状況を把握する。改善を要する事項がある場合には、適宜、実習施設、指導薬剤師あるいは実習担当教員に対して改善策の申入れあるいは改善に向けた協議を行い、実習の質向上や指導能力の向上を推進する。大学は、改善を要する事項について、経緯、具体的な改善策、その結果等を記載した改善記録を作成する。

薬学教育協議会は、地域関連団体とも連携し、実習終了時に大学、実習施設に対し実習に関する調査を実施する。さらに、双方からの調査の結果、実習生からの意見や感想も確認の上、明らかに不備があると思われる場合は、各大学の実習を統括する学内委員会の責任者あるいは施設の責任薬剤師に通達し、改善を依頼する。

大学及び薬学教育協議会で実習終了時に行った確認・調査結果と申入れ、協議あるいは通達の内容、さらにはその改善記録は、大学、薬学教育協議会、実習施設等で共有して適切に管理する。それは、薬学部臨床教育の質を担保する上でも重要である。

実務実習の枠組み

■枠組み

- ・連続した期で実習を行えるよう、現行の「Ⅰ期とⅢ期」の実習を解消するために、実習の期を4期に分ける。
- ・大学は、各学生が2期連続で実習できるように調整機構において手続きを行う。
- ・第Ⅰ期の開始時期は4年次の2月下旬頃以降とし、第Ⅳ期の終了時期は遅くとも5年次の3月とする。
- ・期と期の間は、連続性を確保しつつも、学生に対するフォローや実習施設の準備の期間を確保する必要があることから、原則2週間～4週間とする。
- ・8月中旬と年末年始の一週間は空ける。その期間に実習期が重なる場合は、当該期を一週間延ばして実習日程を確保する。
- ・具体的な日程については、調整機構で決める。
- ・病院実習と薬局実習の順番については、多様な実習の実施の観点から、原則として固定せず、必要に応じて各地区調整機構において、調整方法や施設数等の実態を踏まえ検討を行う。
- ・薬学共用試験の現行の日程、方法を前提に、具体的な日程を決定する。

■留意点

- ・第Ⅰ期が4月に重なることから、実習施設の減少が予想されるため、実習施設の整備について質の確保と併せて進める必要がある。
- ・実習施設は、原則として、4期のうち最大3期にエントリーすることになる。(第Ⅰ期と第Ⅳ期は数週間重複するため。)

平成31年

	日	月	火	水	木	金	土
2月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	1	2
3月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
4月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
5月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
6月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
11月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
1月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
2月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

①
現行②
間2週
(早)③
間2週
(遅)④
間3週
(早)⑤
間3週
(遅)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

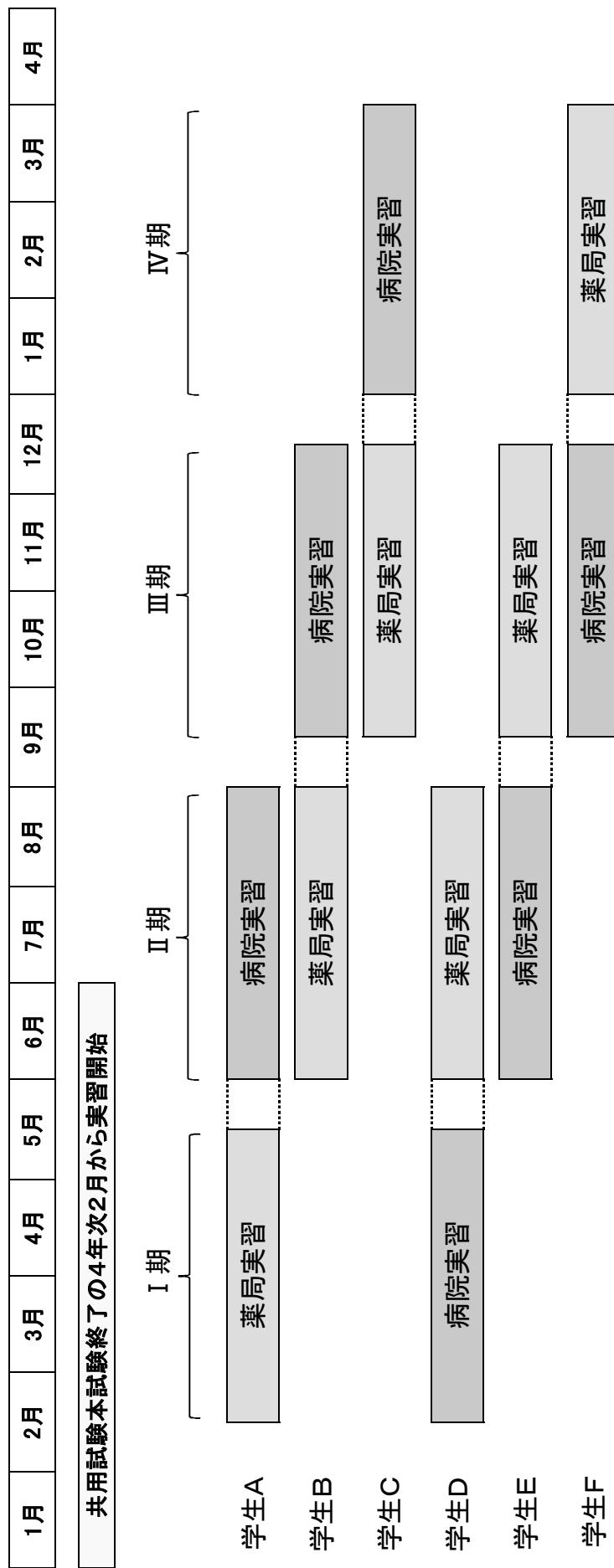
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

実習のパターン



I – IV期のそれぞれの実習開始日は、全国的に同じとする。
各実習施設は、原則として最大3つの期までエントリーが可能。（I期とIV期が重なるため。）